

中小企業における所得拡大促進税制の改正について

「所得拡大促進税制」について、青色申告書を提出する中小企業者等は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する、各事業年度において改正されます。
改正前と改正後を下記の表をまとめました。



～改正前～	～改正後～
<p><要件></p> <ul style="list-style-type: none">① 給与等支給増加額 : 対基準年度(H24年)3%以上増加② 給与等支給総額 : 前年度以上③ 平均給与等支給額 : 前年度を上回る	<p><要件></p> <ul style="list-style-type: none">① 平均給与等支給額 : 前年度比 <u>1.5%以上</u> 増加
<p><税額控除></p> <ul style="list-style-type: none">・給与等支給総額の対基準年度増加額の10%の税額控除・上記③が対前年度2%以上増加の場合は、対前年度増加額について12%の税額控除を上乗せ・税額控除額は、法人税額の20%を限度	<p><税額控除></p> <ul style="list-style-type: none">・給与等支給総額の対前年度増加額の<u>15%</u>の税額控除・平均給与等支給額が対前年度<u>2.5%以上</u>増加し、かつ、<u>教育訓練費増加等の要件※</u>を満たす場合には、控除率を<u>10%上乗せ</u> (→合計25%)・税額控除額は、法人税額の20%を限度
	<p>※ 教育訓練費増加等の要件(次のいずれかに該当)</p> <ul style="list-style-type: none">① 当期の教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費の1.1倍② 中小企業等経営強化法の認定に係る計画における経営力向上の証明



<改正前と後の違いについて>

上記の表のとおり、要件や税額控除できる%など大きく変わります。
改正前では基準年度との増加を調べるのが必須でしたが、改正後は撤廃されます。
そして改正後は上乗せ要件として「教育訓練費増加等の要件」が新たに加わり、
また、平均給与等支給額の計算の基礎となる「継続雇用者の範囲」の見直しも入りました。
必須要件が3つから1つに減少しているため、使いやすい制度になった反面
適用を受けるために調べる計算方法が変わるため、今のうちから準備を行うと
良いでしょう。速やかに適用を受けることができます。

「教育訓練費」の定義と「継続雇用者の範囲」の見直しについてまとめました。
是非、準備にご活用ください。

✿ <教育訓練費の定義について>

「教育訓練費」とは、国内雇用者の職務に必要な技術、知識を習得させ又は向上させるための費用です。

- ① その法人が教育訓練等（教育、訓練、研修、講習その他これらに類するものとされます）を自ら行う場合の外部講師謝金、外部施設等使用料等の費用
- ② 他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合のその委託費
- ③ 他の者が行う教育訓練等に参加させる場合のその参加に要する費用

所得拡大促進税制が適用できる場合のみ上乗せ要件が発生しますが、摘要できるときのために予め社員研修を増やすようにしておくこともご検討ください。

✿ <継続雇用者の範囲の見直しについて>

改正前における「継続雇用者」とは、適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者とされていました。

また、「継続雇用者給与等支給額」とは、適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般保険者に対する給与等とされていました。

改正後における「継続雇用者」とは、**適用年度及びその前年度の全期間の各月において給与等の支給がある雇用者**で一定のものとされます。そこで、賃上げ率の計算も1人当たりの「平均給与」から継続雇用者の「給与の総額」をベースとしたものとされます。

(改正前の継続雇用者から、前期中途入社した社員や当期中に退職した社員が除外されます)

【継続雇用者給与等支給額の算出イメージ】

氏名	備考	前事業年度(平成29年度)												適用事業年度(平成30年度)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
A	28年以前より正社員	一般被保険者												一般被保険者												継続雇用者
B	29年4月に入社	一般被保険者												一般被保険者												継続雇用者
C	30年1月に入社	一般被保険者												一般被保険者												非継続雇用者
D	30年6月に退社	一般被保険者												一般被保険者												非継続雇用者
E	29年10月までアルバイト 29年11月から正社員	一般被保険者ではない												一般被保険者												非継続雇用者
F	29年4月よりアルバイト	一般被保険者ではない												一般被保険者												非継続雇用者
G	30年8月から休職(有給)	一般被保険者												休職者(給与の支給あり)												継続雇用者
H	30年10月から産休(無給)	一般被保険者												休職者(給与の支給なし)												非継続雇用者
I	29年9月に退社 20年4月に再雇用	一般被保険者												一般被保険者												非継続雇用者
J	30年4月に60歳定年退職 30年5月から雇用継続制度	一般被保険者												継続雇用制度対象者												非継続雇用者
K	30年10月に65歳定年退職 30年11月から高年齢被保険者	一般被保険者												高年齢被保険者												非継続雇用者
		黄色部分のみが対象者												黄色部分のみが対象者												
継続雇用者の給与等支給額		継続雇用者の給与等支給額(前事業年度)												継続雇用者の給与等支給額(適用年度)												

(注) 一般被保険者に該当しない者でも、週20時間以上勤務している者は対象とされます。

ご不明点等がございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。